

保育所等における虐待発生時の対応

令和 7 年11月

富士見市子ども未来部保育課

保育所等における虐待発生時の対応

目的・法改正概要

目的

- 令和7年4月、児童福祉法等が改正され、保育所等の職員による虐待通告制度などが創設された。
- こども家庭庁は、保育所等の職員による虐待通告制度などの対応に係るガイドラインを策定した。（R7.8.29付け）
- 保育所等における虐待発生時の対応等については、当該ガイドラインを基本として、市町村及び県は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者や虐待を受けた児童から通告を受けた場合に必要な措置等を行う必要がある。
- 本書は、同ガイドラインに基づき各施設・事業における虐待発生時の対応等について、市町村と県の役割分担、連携体制を整理したものである。

児童福祉法等の改正概要*保育所等の職員による虐待対応に関する部分に限る。

- 保育所等の職員による虐待発生時の対応について、児童福祉法(以下、法という。)に次の規定が設けられた。
 - 虐待を受けたと思われる児童を発見した者は都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。（法第33条の12）
 - 通告等を受けた場合は、所管行政庁に速やかにその旨を通知しなければならない。（法第33条の14第1項）
 - 所管行政庁は、通知又は通告に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。（法第33条の14第2項）
 - 所管行政庁は、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のために必要があると認めるときは、児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。（法第33条の14第3項）
 - 所管行政庁は、措置の内容等を児童福祉審議会に報告するものとする。（法第33条の15第1項）
 - 市町村長は、都道府県知事に措置の内容等を報告するものとする。（法第33条の16第1項）
 - 都道府県知事は、自らが所管行政庁である事業等、市町村長から報告を受けたものを公表するものとする。（法第33条の16第2項）

所管行政庁：法第33条の10第2項、認定こども園法、学校教育法に規定されている。

*指定都市・中核市が指導監督を行う施設等は、指定都市・中核市を所管行政庁とする。（児童福祉法施行令及び地方自治法施行令による）

*認定こども園法及び学校教育法（認定こども園を準用する場合を含む）には、児童福祉法と同様の規定が設けられた。

*幼保連携型は認定こども園法、幼稚園型は幼稚園として学校教育法、保育所型は保育所として児童福祉法、

公私連携型は認可外保育施設として児童福祉法により、それぞれ各法律の規定に基づき対応する。

保育所等における虐待発生時の対応

虐待の定義

- 保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 身体的虐待：保育所等に通う子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：保育所等に通う子どもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通う子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト：保育所等に通う子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他の子どもによる身体的虐待及び性的虐待又はこれら4つの虐待類型までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：保育所等に通う子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通う子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

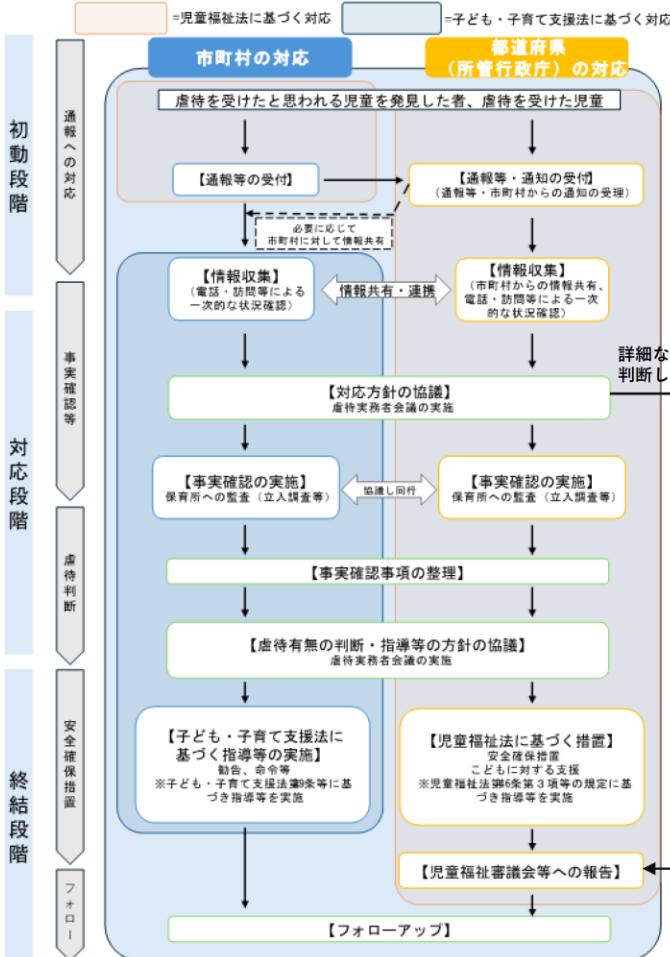
行為類型	具 体 例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・下着のまま放置する・必要な無い場面で裸や下着の状態にする・子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）・性器を見せる・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none">・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）・おむつを替えない、汚れている服を替えないと長時間ひどく不潔なままにするなど・泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う・適切な食事を与えない・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す・虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する・その他職務上の義務を著しく怠ることなど
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど・他の子どもとは著しく差別的な扱いをする・子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど・子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど）・子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど

保育所等における虐待発生時の対応

保育所等における虐待発生時の対応フロー

都道府県が所管行政庁となる施設・事業

※保育所の場合



対象施設

- 認可保育所（保育所型・地方裁量型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、児童館、一時預かり事業、病児保育事業

1. 通報等の受付

- 市町村は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報等を受けた場合は、原則その翌日まで別添様式により県へ通知する。

2. 情報収集

- 県は、市町村から通知を受けた場合若しくは、虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報等を受けた場合は、市町村に情報収集を依頼する。

- 市町村は、県から情報収集の依頼を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、その結果を県へ報告する。

3. 対応方針の協議(虐待実務者会議)

- 県は、Teams等によるオンライン会議等により市町村と協議し、より詳細な調査が必要かどうかを判断する。
- 詳細な調査が必要ではないと判断した場合は、市町村は施設や保護者に対して指導等のフォローアップを行う。

(詳細な調査が必要と判断した場合)

4. 事実確認の実施 (立入調査等)

- 県は、通報事実等を確認するため、県と市町村で立入調査を行う。

5. 虐待有無の判断・指導等の方針の協議

- 県は、Teams等によるオンライン会議等により市町村と協議し、虐待の有無を判断する。
- 運営法人及び施設に対する指導方針を決定する。

6. 児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等の実施

- 県は、児童福祉法に基づく措置を実施する。
- 市町村は、子ども・子育て支援法に基づく指導等を実施する。*児童館は除く
市町村は随時フォローアップを行う。

7. 児童福祉審議会等への報告

- 県は、埼玉県児童福祉審議会養護部会に報告を行う。

保育所等における虐待発生時の対応

保育所等における虐待発生時の対応フロー

政令市・中核市の所管行政庁の施設・事業を含む

市町村が所管行政庁となる施設・事業

※小規模保育事業の場合は

初動段階
通報への対応

対応段階
事実確認等

虐待判断
虐待

終結段階
安全確保措置

フォロー



《対象施設》

- 放課後児童健全育成事業、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業

1. 通報等の受付及び情報収集＊情報収集とは、施設に電話、訪問等による状況確認を指します。
 - 市町村は、県から通知を受けた場合若しくは、虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報等を受けた場合は、速やかに情報収集を行う。
 - * 重大事案（情報収集時から虐待と思われる事案）については、判明時点で県へ情報共有をお願いします。

2. 対応方針の協議(虐待実務者会議)
 - 市町村は、収集した情報を基に、より詳細な調査が必要かどうかを判断する。
 - 詳細な調査が必要ではないと判断した場合は、市町村は施設や保護者に対してフォローアップを行う。
 - * 対応状況については、県へ情報共有をお願いします。

（詳細な調査が必要と判断した場合）

3. 事実確認の実施（立入調査等）
 - 市町村は、通報事実等を確認するため、施設に立入調査を行う。
4. 虐待有無の判断・指導等の方針の協議
 - 市町村は、施設への立入調査の結果等を基に、虐待の有無を判断する。
 - 運営法人及び施設に対する指導方針を決定する。
5. 児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等の実施
 - 市町村は、児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等を実施する。

6. 児童福祉審議会等への報告
 - 市町村は、市町村児童福祉審議会に報告を行う。→ 市町村は随時フォローアップを行う。
7. 虐待の状況の県への報告
 - 市町村は、前年度に発生した虐待の状況を翌年度4月末までに県へ報告する。